湖西市農業委員会の委員選任に関する要綱

（趣 旨）

第１条　この要綱は、湖西市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続き等について法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（推薦及び募集）

第２条　農業委員を選任する方法は、次のとおりとする。

(1)　市内の農業者からの推薦

(2)　農業者が組織する団体等からの推薦

(3)　一般募集

（推薦及び応募の資格）

第３条　農業委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　湖西市に住所を有する者。ただし、市外に住所を有する者も妨げない。

(2)　湖西市が設置する他の附属機関等の委員でない者

(3)　湖西市の職員でない者

（推薦手続き等）

第４条　農業委員の推薦の手続きは以下のとおりとする。

(1)　一般推薦は、農業者等が湖西市農業委員候補者推薦書（様式 1）により推薦するものとする。

(2)　農業者が組織する団体等からの推薦は、当該団体等の代表者が湖西市農業委員候補者推薦書（様式1）により推薦するものとする。

(3)　推薦の期間は、概ね１か月とする。

（募集手続き等）

第５条　農業委員の一般募集の手続きは以下のとおりとする。

(1)　一般募集に応募する者は、本人自らが湖西市農業委員候補者応募申込書（様

式2）により行うものとする。
(2)　募集の期間は、概ね1か月とする。

（候補者の評価）
第6条　市長は、第3条に規定する資格を満たした被推薦者及び応募者について、湖西市農業委員候補者評価委員会に対し、その評価の意見を求めるものとする。

（農業委員の選任）
第7条　市長は、評価委員会の意見の報告を受け、候補者を決定のうえ、当該候補者について、湖西市議会の同意を得たうえで、農業委員を選任し、農業委員候補者に連絡するとともに辞令を交付するものとする。

（農業委員の補充）
第8条　農業委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めなければならない。
2　農業委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に規定する手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

（その他）
第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成29年10月24日より施行する。